

令和元年6月26日現在

機関番号：32688

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03303

研究課題名(和文) 政府の憲法解釈の実証的研究

研究課題名(英文) Empirical research on constitutional interpretation by the government

研究代表者

徳永 貴志 (TOKUNAGA, Takashi)

和光大学・経済経営学部・教授

研究者番号：50546992

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：日本では、憲法裁判機関である最高裁判所の違憲判決が諸外国と比較して極めて少ないこともあり、政治部門において示される憲法解釈が様々な行政実務において事実上の拘束力を持つことが多い。そのため、政治部門の憲法解釈の規範構造の解明が重要である。そこで、本研究では、フランスを素材にして、政府の憲法解釈が生成される過程を詳細に分析したうえで、政府と議会等の国家諸機関との憲法解釈を巡る相互作用を検証することを通じて、政治部門内部の国家諸機関が相互対話のなかで憲法秩序を多元的に創造していることを実証的に明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

政府の憲法解釈の動態に目を向けることは、憲法学にとってより大きな課題である権力分立原理の理解にも深く関わる。政府補佐機関が政府の憲法解釈の生成にどのような関わりを持っているのかを実証的・比較法的に明らかにすることを通じて、政府の憲法解釈の意義と内容を具体的に示すことは、政府の憲法解釈権の規範構造を明らかにすることでもある。そして、政府の憲法解釈権の規範構造の解明は、裁判所の憲法解釈とその意義の分析に偏りがちである憲法学説に対して、再考を促す契機となることが期待される。さらに、国家の各機関による憲法解釈という営みそのものの意味を問い直す契機にもなる。

研究成果の概要(英文)： In Japan, the number of unconstitutional decisions by the Supreme Court is extremely small, compared to other countries, and constitutional interpretations indicated in the political sector are often virtually binding in various administrative practices. Therefore, it is important to clarify the normative structure of constitutional interpretation of the political sector.

In this study, France is used as a material to analyze in detail the process by which the government's constitutional interpretation is generated, and then to examine the interaction between the government and other national institutions such as parliament. It has been empirically clarified that national institutions within the political sector create pluralistically the constitutional order in mutual dialogue.

研究分野：憲法学

キーワード：公法学 憲法解釈 権力分立 内閣法制局

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

従来の憲法学説は、最高裁判所をはじめとする裁判所の憲法解釈を中心に分析・研究を行ってきた。そのため、政府の憲法解釈については、もっぱら憲法第9条に関する分析・研究に限定され、他の憲法条項に対してはほとんど関心が払われてこなかった。しかしながら、2014年7月1日に政府が集団的自衛権に関する憲法解釈を変更したことを契機として、憲法学説だけでなく他の学問領域や市民の間でも、憲法第9条を含む憲法条項全般に関する政府解釈の位置づけやその意義に改めて目が向けられるようになった。

2. 研究の目的

本研究課題は、政府の憲法解釈が政府内部の諸機関においてどのように生成され、また、政府の憲法解釈の生成に際していかなる政府機関が相互にどのような役割を果たしているかを実証的・比較法的に分析し、さらに、そのように生成された政府の憲法解釈が、裁判所あるいは議会の憲法解釈との関係でどのような役割を果たしているかについて分析・研究することを通じて、政府の憲法解釈に対して規範論的評価を行うための手がかりを見いだすことを目指した。

政府の憲法解釈の動態を実証的かつ比較法的に明らかにすることは、政府の憲法解釈の規範論的・理論的研究の発展につながると思われる。我が国においては、これまで政府の憲法解釈権に関する規範論的・理論的研究はほとんどなされてこなかったため、本研究による分析は、政府の憲法解釈権の規範構造を明らかにする試みとして萌芽的なものになると思われる。換言すれば、本研究は、政府の憲法解釈に関する基礎的研究であり、今後の発展可能性を秘めているものである。

3. 研究の方法

我が国においては、政府の憲法解釈の実証的研究、とりわけ比較法的手法を用いたものは、アメリカに関してはいくつか存在するものの、それ以外の国に関しては質量ともに極めて乏しい。そこで、本研究は、政府の憲法解釈が統治機構内部において大きな役割を果たしているフランスに注目し、フランス法を比較法的素材として、政府の憲法解釈の動態を解明することに努めた。

フランスにおいては、政府の諮問機関であるコンセイユ・デタ（国務院）は、特定の法律問題について政府に憲法解釈を答申することがしばしばあり、その憲法解釈を政府が採用することもあれば採用しないこともあるが、少なくとも、政府の憲法解釈あるいはコンセイユ・デタの憲法解釈が、議会における法案審議の場面等において、一定の影響力を有している。さらに、憲法裁判所としての憲法院に対しても、政府あるいはコンセイユ・デタの憲法解釈が一定の影響を与えている。したがって、フランスにおける政府の憲法解釈の生成過程、そして、憲法解釈をめぐる議会や憲法院との相互作用について実証的に分析することは、我が国における政府の憲法解釈のあり方を考察する上で、大変参考になるのである。

具体的な研究の方法としては、まず、フランスにおける政府の憲法解釈の生成過程および政府の憲法解釈と裁判所・議会の憲法解釈との相互作用に関する文献の調査と検討を行った。ただし、フランスにおいても日本と同様に、政府の憲法解釈を実証的に分析・研究した文献は多くないため、限られた文献の調査を通じていくつかの仮説を立てたうえで、実際に政府内で憲法解釈に従事する当事者（法制官僚）に対して直接聞き取り調査を行い、事前に立てた仮説について検証する作業を行った。その際、フランスの複数の憲法研究者にもヒヤリングを実施し、調査・研究内容の方向性に関する確認作業も随時行った。

4. 研究成果

フランスにおいては、政府の諮問機関であり日本の内閣法制局のモデルともいわれるコンセイユ・デタに加えて、政府専属の法律顧問として政府を補佐する内閣事務総局も、政府の憲法解釈の生成において極めて重要な役割を果たしていることが明らかとなった。内閣事務総局を中心に政府内部で作成された政府提出法律案は、憲法の規定に基づき、必ずコンセイユ・デタに諮問されるが、それに対してコンセイユ・デタが示す意見に内閣事務総局が必ず従うわけではない。内閣（事務総局）とコンセイユ・デタの間では、法解釈上の対話だけでなく、政治的色彩を帯びた駆け引きも行われ、そこには憲法解釈を巡るダイナミズムが見られる。また、ミクロな単位では、各省に置かれている法務部の役割も政府内部における憲法解釈の生成においてその土台を形成するうえで無視できない存在であることが明らかとなった。つまり、フランスでは、これらの政府諸機関の日常的な相互対話のなかで政府の公式な憲法解釈が確定しているのである。そして、このようにして生成された政府の憲法解釈は、議会における法案審議の場面はもちろんのこと、憲法裁判機関である憲法院の憲法解釈に対しても大きな影響を与えている。したがって、フランスにおける政府の憲法解釈は、それ自体として憲法院判決のような既判力を有するものではないが、議会での法案審議で示され、形成される憲法解釈、そして憲法院が判決を通じて示す憲法解釈の内容を事実上方向付けるものとなっているのである。

<参考文献>

徳永貴志・奥村公輔・河嶋春菜「フランスにおける政府の憲法解釈 内閣事務総局の役割」『和光経済』、査読無、51巻1号、2019年、33-49頁。

奥村公輔「フランスにおける国家諸機関の憲法解釈の相互作用」『比較法研究』、査読無、80号、2019年、135-143頁。 政府諸機関間の相互作用
徳永貴志「フランスにおける国家諸機関の憲法解釈の相互作用」『比較法研究』、査読無、80号、2019年、144-151頁。 政府と議会との相互作用

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計14件)

徳永貴志「フランスにおける国家諸機関の憲法解釈の相互作用」『比較法研究』、査読無、80号、2019年、144-151頁。 政府と議会との相互作用
徳永貴志・奥村公輔・河嶋春菜「フランスにおける政府の憲法解釈 内閣事務総局の役割」『和光経済』、査読無、51巻1号、2019年、33-49頁。
奥村公輔「フランスにおける国家諸機関の憲法解釈の相互作用」『比較法研究』、査読無、80号、2019年、135-143頁。 政府諸機関間の相互作用
奥村公輔「フランスの緊急事態法律と『緊急事態一般化法律』」『駒澤大学法学部研究紀要』、査読無、77号、2019年、29-61頁。
奥村公輔「フランスにおけるテロ対策強化の諸問題 『永続的例外事態』と『緊急事態の一般化』」『法律時報』、査読無、90巻9号、2018年、122-127頁。
徳永貴志「フランス国民議会の特徴」『基本情報シリーズ』、査読無、25号、2018年、1-29頁。
奥村公輔「〔ルクセンブルク法令翻訳〕 国務院の組織に関する 2017年6月16日法律」『駒澤法学』、査読無、17巻1号、2018年、83-96頁。
奥村公輔「〔フランス法令翻訳〕 国内安全及びテロとの闘いを強化する 2017年10月30日法律第1510号」『駒澤法学』、査読無、17巻2-3-4号、2018年、105-138頁。
奥村公輔「オランダ国務院関係法令集」『駒澤大学法学部研究紀要』、査読無、76号、2018年、89-106頁。
奥村公輔「補訂：フランス緊急事態法関係法令集」『駒澤大学法学部研究紀要』、査読無、76号、2018年、107-142頁。
奥村公輔「ヨーロッパ人権条約6条1項の『独立の公平な裁判所による裁判を受ける権利』とヨーロッパにおける二重機能型国務院との関係についての基礎的考察」『早稲田法学』、査読無、93巻3号、2018年、1-26頁。
奥村公輔「憲法適合的解釈についての比較法的検討 フランス」『比較法研究』、査読無、78号、2017年、47-62頁。
奥村公輔「フランス緊急事態法関係法令集」『駒澤法学』、査読無、16巻3号、2017年、63-106頁。
奥村公輔「フランスにおける執行府の憲法改正案提出権及び憲法改正案修正権」『駒澤法学』、査読無、16巻4号、2017年、25-85頁。

〔学会発表〕(計4件)

徳永貴志「フランスにおける国家諸機関の憲法解釈の相互作用」第81回比較法学会、2018年。 政府と議会との相互作用
奥村公輔「フランスにおける国家諸機関の憲法解釈の相互作用」第81回比較法学会、2018年。 政府諸機関間の相互作用
徳永貴志、Le debat parlementaire dans le processus legislatif au Japon、第12回日仏公法セミナー、2018年。
奥村公輔「憲法適合的解釈についての比較法的検討 フランス」第79回比較法学会、2016年。

〔図書〕(計6件)

阪口正二郎他『憲法改正をよく考える』日本評論社、2018年、231頁。
毛利透他『比較憲法学の現状と展望』成文堂、2018年、900頁。
土井真一他『憲法適合的解釈の比較研究』有斐閣、2018年、274頁。
松浦一夫他『憲法概説』成文堂、2017年、450頁。
辻村みよ子他『政治変動と立憲主義の展開』信山社、2017年、350頁。
山本龍彦他『憲法判例からみる日本』日本評論社、2016年、295頁。

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：徳永貴志

ローマ字氏名：TOKUNAGA Takashi

所属研究機関名：和光大学

部局名：経済経営学部

職名：准教授

研究者番号（8桁）：50546992

(2)研究協力者

研究協力者氏名：奥村公輔

ローマ字氏名：OKUMURA Kousuke

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。